

神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

「建築基準法の一部を改正する法律」が平成 30 年 6 月 27 日に公布され、これに関する政令が令和元年 6 月 19 日に、また、告示が同月 21 日に公布された。これにより共同住宅などの特殊建築物のうち小規模なものについては、耐火建築物等とすることを要しないなどの合理化が図られたため、神奈川県建築基準条例について所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 長屋の構造に関する規制の合理化

長屋の用途に供する建築物について、小規模なものについては、一定の警報設備を設けた場合、耐火建築物等とすることを要しないこととする。(第 20 条関係)

(2) その他

所用の規定の整備を行う。(第 13 条、第 20 条、第 28 条)

3 施行期日

公布の日